

李恢成

イムジン江をめぐって

李恢成

イムジン江をめぐりつゝ

イムジン^{カン}江をめざすとき

昭和50年8月15日初版発行

著者／李^リ 恢^{かい}成^{せい}

発行者／角川源義

東京都千代田区富士見2-13

☎102 ☎東京195208

電話 東京(265)7111〈大代表〉

発行所／^{かどかわしよてん}角川書店



©Printed in Japan 1975

東洋印刷・宮田製本

0095-883050-0946(0)

イムジン江^{カン}をめぐすとき

イムジン江^{カン}をめざすとき

目次

ソウル・ファシズムの冬	七
異邦人の島	三
邂逅はあるか	三九
夢は枯野をかけめぐる	三三
青年の侮蔑と汚辱	三八
民族愛と抵抗	九
南の地の反乱の詩人・金芝河 ^{キムツハ}	二三
子供のいない空港	二三

金玉均の夢 二三

私の歌・フェスティバル 二五

文世光の挫折 二六

鮮于輝^{ソンヌフイ}氏への手紙 二七

忘れられた人間 二五

身勢^{シンセ}打鈴^{タリヨン}を排す 二五

あとがき 三〇

装幀・田村義也

ソウル・ファシズムの冬

——韓国民主化運動と金大中事件をめぐる——

正月（一九七四年）早々からソウルではファシズムの風が吹き荒れている。

朴正熙政権はさる八日、韓国国内で着実なテンポで広がっていた憲法改正運動を同日より全面的に禁止すると発表し、新年をむかえたばかりの韓国民に黒い「年賀状」を送りつけた。

緊急措置第一号によれば、現憲法の改正または廃止を主張したり、発議、提案もしくは請願するいっさいの行為を禁止しており、流言飛語を流布したり、これらの行為を宣伝、扇動、報道するなどの場合は令状なしで逮捕、拘束、搜索し、非常軍法会議にかけて、十五年以下の懲役に処すとなっている。改憲運動を報道した者も処罰されるとある。

驚くべき暴圧である。平和的な手段である請願運動がこのような弾圧によって報いられるのは「維新体制」を支える現憲法の独裁性と非民主性をそのまま裏打ちしているものだといえよう。そもそもこの現憲法なるものは、朴政権が三年前、南北七・四共同声明が出たあとで民衆の中におこっていた統一への熱意を盗用し、永久政権化と大統領総統制を図ったものであった。たしかに一応の改憲国民投票にかけているが、「改憲国民投票が二週間に迫ったときでさえ、政府官吏のほかに新憲法の各条について、はっきりした概念をもった韓国人は、ほとんどいなかった」（米上院外交調査報告書）といわれるくらい、短期日のうちに、火事場ドロボウ式に韓国民衆の統一への期待を詐取して、政権の安泰を図ったのだった。もちろん、改憲国民投票の際の韓国民衆の中には、「苗を植える季節に下男を変えるべきではない」という朝鮮のことわざにも似た意識が働いていたことは想像される。

朴政權の特質のひとつともいえる嘘やマヌーバーに懲りている韓国民衆が、それでもあれだけの高投票率（不正選挙による支持率の低下を見込むことは必要だとしても）をしめした背後には、巧みに民衆のもつ愛国心や統一への念願を盗用した朴政權のずるいやり方をみないわけにはいかない。いづれにせよ、その民衆がその後の朴政權のやり口に愛想をつかして、いまや改憲運動に立ち上がっている以上、まともに民主主義の原則をふまえる政權ならば、むしろこの際すすんで民意を問うのが妥当なのである。

乱暴きわまりない強権発動が行なわれる前日、私はソウルの作家、詩人たち六十一人が、民主的秩序を回復するための改憲請願運動を支持する声明を出したのを新聞報道で知った。その中には、ソウルで私があたり、握手をかわした人々が何人もいた。また尊敬している作家や、会いたいと思っている詩人もいた。

声明が発表された直後、九人の主に若手の文学者たちが逮捕され、金芝河、李浩哲、李熙昇らが当局に連行されている。当然のことながら、私はこれら同世代文学者の身の上を案じずにはいられなかった。たとえば、李浩哲は私にとって三年越しの知己である。七・四共同声明が発表される直前である一昨年の初夏、私はソウルにいたが、そのときはじめてかれと会っている。そしてその年の十一月、かれが日本ペン主催のペンクラブ大会にやってきた折に私たちは再会していた。そのかれが逮捕、連行されたのを想うと、じっさい私は日本の地でのんきに正月を過ごしているのが居たたまれぬような気持になった。

李浩哲については、本誌（『朝日ジャーナル』七三年十二月二十八日号「朝鮮経験者の感想」）で後藤明生

が書いている。知ってみれば、後藤明生与李浩哲とは元山中学での同級生であった。李浩哲と再会した日、私はかれと後藤からの両方の電話によって、ゆくりなくもこの二人が昔おなじクラスにいた間柄だと知らされた。双方の知人として、私はかれらの邂逅をよろこんだ。三人はその晩、新宿でスキヤキを食い、文学者や編集者が出かける酒場で飲んだ。

私は李浩哲が逮捕されたのを、電話で後藤明生に知らせた。かれは驚いて「そうか」と息をのんだ。後藤明生は「朝鮮経験者の感想」の中で自分の国家観や朝鮮観を述べながら、「個人的」な態度をとる自分の論拠を述べつつ「とにかくわたしは、出来ることならば、国事ではなく、文学について語り合いたいと思うのである」と書いている。李浩哲にしろ、出来ることなら、そうありたいと思っているにちがいない。小説家は小説を書いているときがいちばん自然だし、それが望ましいからである。

しかし、六十一人の声明文には「われわれは苦難に満ちた民族の現実を直視し、人間らしい生活をこの国に実現しようとする熱意に燃えた文人だけが、真の民族文学の担い手になると信ずる」という一項目が見られる。言うまでもなく、ここにあるのは祖国の運命を文学者として担おうとする態度であり、現実を座視するにしのびない良心の叫びが、かれらをして立ち上がらせたといえよう。

いま、韓国は朴独裁政権による強権発動によって、重く正しい沈黙が支配している。正月早々から、わが祖国はなんと不幸な日々を迎えたのであらう。私は李浩哲や他の友人たちの生命をおもんばかった。昨年、ソウル大学の崔鐘吉教授が中央情報部に連行されて疑問のおおい死に方をした事実を思い出した。また、民主主義回復をさげんで、断食闘争や黒リボン闘争、街頭デモなど、じつ

に勇敢かつ柔軟なたたかいをしていた学生のうちから電気拷問による犠牲者が出たという噂を思い浮かべ、友人たちの安否が気がかりであった。

樂觀的な予想もできた。朴政権はいまや守勢に立っており、連行した文学者たちを脅しにはかけても、手荒な療治はいくらかでもつつしむであろうと。だが、いずれにせよ、友人たちは不愉快な目に遭っているのである。私は自分を振りかえった。それから、自分がなすべきことも考えた。これから書こうとする文章もその一つといえるかもしれない。じっさい、最近の私は、昨年（一九七三年）八月から韓国で練り広げられてきた政治状況について、自分なりの判断や見方によって発言してきたが、その論理をまとめてみる必要を感じていた。ことに、韓国の民主化闘争と金大中事件の関連について、どのように把握すべきかが焦眉の問題であるように思われた。韓国の民主化闘争の中で金大中氏のあり方をどう位置づけてとらえ、理解するかという問題は、こんにち、日本において闘っている良心的な人々にとっても共通したテーマのひとつといえるものであろう。次に書くことは、私なりのひとつの見解である。

昨年八月八日、K C I Aの黒い力で金大中氏が白昼に誘拐され、数日後にソウルの自宅近くで「釈放」されたとき、私はエッセーを書いて、朴独裁政権の卑劣なやり口を非難した（「フカに人間はいつまでくわれているか」〔早稲田文学〕）。

そのとき私は、不法に拉致された金大中氏の自由の回復を主張し、氏は「日本にわたり、真相を述べる機会が与えられるべきであらう」と書いている。事件直後の当時、私はいわば金大中氏の

「原状回復」を唱えたのであったが、その時期としての発言はそれとして間違っていたとは思われない。

しかし、その後の韓国においてソウル大学生を先頭とする学生運動が起るといふ新しい事態について、私は金大中氏は本国に在るべきではないのかと考えるようになった。たとえ、困難な条件下にあるとしても、逆境を切り開きながら、たたかう学生の側に在るべきではないかと。沈黙を破った反朴運動が、学生、知識人、キリスト教徒としだいに幅を広げ根を張るにつれ、私のそうした考えは強くなった。

ことに、軟禁状態の金大中氏を米ハーバード大学の招待研究員として呼ぶ計画が持ちあがり、ライシャワー教授がその労を取りはじめたころ、私は氏が目下の情勢下でアメリカにいくのに懸念を感じた。したがって、新聞、雑誌のコメントをもとめられた折に、「今、金大中氏はアメリカに行くべきではない。万が一、出国せざるを得ない場合には、日本にやってくるべきである」といった内容の発言をしている。私の真意としては、民主主義回復のために立ち上がっている広範な民衆の精神的サポーターとして、金大中氏がソウルに存在してほしかったからであった。

もちろん、ここで当然ながら考慮すべきなのは金大中氏の身の危険であり、これは夢おろそかにできない問題である。私はこの件について、金大中事件が世界的に知られ、朴政権が頼みの綱とするアメリカでさえ憂慮を払わずにはいられぬほど内外の圧力が加えられている情勢下では、氏に容易に手出しできぬ逆の条件も生じてきたと考えた。しかし、それでいて、金大中氏の生命が危険だと見る人々のいくつかの論拠にたいしては、それなりの注意を払ってきたつもりである。そして、

できることなら、意見の一致を得たいとも思った。

では、つぎになぜ金大中氏はいま出国すべきではないという「少数意見」を私が主張してきたかを述べてみたい。

それはまず何よりも、韓国の民衆が望み、わが国の情勢が要求していると思えるからだ。周知のごとく、こんにち韓国で惹き起されている情勢の急激な発展は金大中事件と無関係ではない。学生、知識人、キリスト教徒、野党系人士たち、その他の民衆により幅広く推進されてきた改憲運動、さまざまな民主主義回復のたたかいの契機のひとつが、韓国情報部による金大中氏拉致事件にあるのは自明のことである。

韓国の学生、知識人たちは、金大中事件が発生するや満を持していたように立ち上がり、「金大中事件の真相を明らかにせよ」「中央情報部を解体せよ」等のスローガンを掲げた。その結果、逮捕、投獄の犠牲を払いつつも、とうとう朴政権を内閣改造に追いこみ、李厚洛情報部長を蹴落とし、情報部の機能と役割をいちじるしく低下させ、情報政治の弱体化をきたすという貴重な成果を得たのだった。

この間、金大中氏個人は自宅における軟禁を一応解かれていたとはいえ、精神的かつ肉体的疲労と、おそらくは軟禁解除当時の複雑な事情により、民主化闘争にたいしては沈黙を守っていた。とはいえ、金大中事件が韓国民衆による民主化闘争に大きな一石を投じたのは疑うべくもない。またこの間に氏は原則的態度を持して民衆の信頼に応えようとしたのだった。

ところで、注意を喚起したいのは、これまで韓国の学生たちは金大中氏の処遇に触れて、「金大

中氏の出国を認めよ」といった統一スローガンを掲げたことはないということである。「金大中事件の真相を明らかにせよ」という要求を掲げこそすれ、氏の出国を望む形での統一スローガンを出さなかったのはなぜであらうか。氏の身辺の自由を要求する声はあったが、即それが出国の自由をもとめる声ではない。

ここに、まず金大中事件と氏の処遇をめぐる韓国国民と日本国民との差異点があるといえまいか。つまり、日本国民は主として主権侵害、人権侵害という観点から金大中事件をとらまえ、金大中氏を原状回復させようとする努力してきたといえよう。そこには善意によるモラル・サポートをしようとした人道主義的な配慮も働いていた。日本国民による主権侵害への疑問やそれに伴う原状回復の要求は、日本国民の立場から行なわれたものとして全く妥当なものであり、異論をはさむ余地はない。その要求は貫かれるべき正当なものなのだ。

しかし、日本国民によるこうした要求はあくまでも日本国民のものであり、ただちに韓国国民の要求となる必然性はない。なぜなら、金大中事件を中央情報部の日常的なテロのいまひとつの事実として、その海外版の衝撃的な事件として受け止めている韓国の民衆にとって、この事件の本当の解決とは、そもそもの元凶である情報政治を崩壊させることによってもたらされると考えているはずだからである。

換言すれば、韓国の民衆はこの事件をたんに野党の指導的政治家である金大中氏個人に振りかかった「悲劇」としては見ずに、韓国全体の「受難」として認識するメンタリティーを分かち合っているといえよう。だから、金大中事件を、孤立した一つの事件としての解決ではなしに、こん